

熊本県緑化功労者表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県表彰要領（昭和63年策定）に基づく熊本県緑化功労者の表彰について、表彰の内容及び決定方法に関して必要な事項を定めるものとする。

(表彰の目的)

第2条 緑化功労者表彰（以下「表彰」という。）は、県土の緑化運動に永年にわたって携わり、植樹及び森林・樹木の保護、育成に貢献のあった個人及び団体を表彰し、その活動を広く県民に伝えることにより、県民の緑化運動への関心を高めることを目的とする。

(表彰)

第3条 表彰は、知事が行う。

(被表彰者)

第4条 被表彰者は、本県の緑化運動に貢献し、その功績が特に優れており、他の模範となる個人又は団体とする。

(表彰の基準)

第5条 表彰の基準は、別紙表彰基準のとおりとする。

(推薦の手続)

第6条 広域本部地域振興局長は、前条の表彰基準に該当すると認められる個人又は団体があるときは、別に定める推薦手続の運用により、農林水産部長へ推薦を行うものとする。

ただし、熊本市管内候補者については、森林保全課において推薦を行うものとする。

(審査等)

第7条 森林保全課長及び広域本部地域振興局長から、前条の推薦があったときは、森林保全課で審査を行う。

2 農林水産部長は、前項の審査の結果により被表彰者を選定する。

附 則

1. この要領は、平成21年9月3日から施行する。
2. この要領は、平成25年5月28日から施行する。
3. この要領は、平成27年9月28日から施行する。
4. この要領は、平成28年6月30日から施行する。